



平成 29 年 11 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社クラウドワークス
住 所 東京都渋谷区恵比寿
四 丁 目 2 0 番 3 号
代 表 者 名 代表取締役社長 吉田浩一郎
(コード番号：3900 東証マザーズ)
問い合わせ先 執行役員CFO 桑江崇行
TEL. 03-6450-2926

会社分割（簡易新設分割）による子会社設立に関するお知らせ

当社は、本日 平成 29 年 11 月 15 日開催の取締役会において、当社の営む、経営課題の解決力を持つハイスキル人材とベンチャー企業との人材マッチング事業（以下本事業という。）を会社分割（新設分割）し、新設する株式会社ブレンパートナー（以下、「新設分割設立会社」という。）に承継するとともに、当社の 100%子会社とすることを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 会社分割の目的

当社が運営する日本最大級のクラウドソーシングサービス「クラウドワークス」では、エンジニアやデザイナー以外の優秀層の登録が増加しており、そういった層が活躍できる機会の拡大が求められていました。一方、事業の成長を加速させたいベンチャー企業は、経営・管理部門に精通したハイスキル人材が不足する一方、雇用に対するコストを掛けられないという課題を持っています。そのような中、当社が 2017 年 8 月に開始したサービス「ブレンパートナー」には、立ち上げ 3 ヶ月で約 500 名のハイスキル人材が登録。経営課題を解決するスペシャリストを必要なタイミング・期間でフレキシブルに活用できる当サービスは、ハイスキル人材の不足に悩む多くのベンチャー企業から好評をいただき、急成長を遂げております。このような初動の好調さから、当社は当サービスの市場性・将来性を確信するに至り、この勢いをさらに増すべく、当サービスの運営事業の分社化を決定いたしました。

2. 会社分割の要旨

（1）分割の日程

分割計画書に係る承認取締役会 平成 29 年 11 月 15 日

分割期日（効力発生日） 平成 30 年 1 月 4 日（予定）

（注）本会社分割は会社法 805 条に基づく簡易会社分割の要件を満たしているため、分割承認株主総会を開催いたしません。

（2）分割方式

株式会社クラウドワークスを分割会社とし、新設分割設立会社を承継会社とする新設分割（簡易新設分割）です。

（3）分割による株式の割当ての内容

新設分割設立会社が本会社分割に際して発行する株式は 5,000 株であり、全ての株式を分割会社に割当交付します。

(4) 分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に係る取扱い
分割会社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

(5) 分割により減少する資本金等
本会社分割による、当社の資本金等の変動はありません。

(6) 新設会社が承継する権利義務
新設分割設立会社は、当社より本事業に係る資産、負債並びに本事業にのみ係る契約上の地位（労働契約を除く。）及びそれに付随する権利義務を承継します。

(7) 債務履行の見込み
本会社分割において、分割会社及び新設分割設立会社が負担すべき債務履行については、履行の確実性に問題がないと判断いたします。

3. 分割会社及び新設分割設立会社の概要

	分割会社 (平成 29 年 6 月 30 日時点)	新設分割設立会社 (平成 30 年 1 月 4 日予定)
商号	株式会社クラウドワークス	株式会社ブレインパートナー
事業内容	クラウドソーシング事業	人材マッチング事業
設立年月日	2011 年 11 月 11 日	2018 年 1 月 4 日 (予定)
本店所在地	東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番 3 号	東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番 3 号
代表者	代表取締役社長 吉田 浩一郎	代表取締役社長 金子 和也
資本金	17 億 6,717 万円	5,000 万円
発行済株式数	13,551,660 株	5,000 株
決算期	9 月 30 日	9 月 30 日
大株主及び株主比率	(平成 29 年 3 月 31 日時点) 吉田 浩一郎 31.59% 株式会社サイバーエージェント 11.23% THE BANK OF NEWYORK 133524*1 3.65%	当社 100%

4. 分割会社の直前事業年度の財政状態及び経営成績

	株式会社クラウドワークス (連結)
決算期	2016 年 9 月期
純資産	1,757,364 千円
総資産	2,911,302 千円
一株当たり純資産	132.24 円
営業収益	1,228,887 千円
営業利益	△590,093 千円
経常利益	△647,577 千円

当期純利益	△650,290 千円
一株当たり当期純利益	△48.77 円

5. 会社分割後の状況

分割会社である株式会社クラウドワークスの名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金及び決算期については、本会社分割による変更はありません。

6. 今後の見通し

新設分割設立会社は、当社の 100%子会社であるため、本会社分割による連結業績に与える影響は軽微であります。

以 上